

はじめに

ここに、平成28～29年度の熊本県農業動向年報を発行いたします。

本年報は、最近の本県における農業構造、農家経済及び農業生産の動向等について取りまとめたものですので、業務等に御活用いただければ幸いに存じます。

また、年報の作成にあたって、貴重な資料を提供していただきました九州農政局統計部をはじめ関係機関の方々に対し、厚く御礼申し上げます。

平成30年6月

熊本県農林水産部

目次

第1章 農業経済及び農家経済の動向

(第1節 農業経済の動向)

- 第1 県内経済の動向 1
- 第2 主要指標からみた農業経済の動向 2
- 第3 農業と製造業の比較生産性の動向 3

(第2節 農家経済の動向)

- 第1 農家経済の動向 4
- 第2 農家と勤労者世帯との生活水準比較 6

(第3節 経済連携協定等の動向)

- 第1 TPP11協定のこれまでの動きと今後の見通し 7
- 第2 日EU・EPAのこれまでの動きと今後の見通し 8
- 第3 経済連携協定等が与える農業・農家経済への影響 9
- 第4 EPA及びFTAのこれまでの動きと今後の見通し 10

第2章 多彩な担い手の育成・確保（農業経営環境の変化）

(第1節 就業構造の変化)

- 第1 農家の就業構造 13
- 第2 農業労働力の動向 14
- 第3 認定農業者の動向 15
- 第4 農業法人の動向 16
- 第5 生産組織の動向 17
- 第6 企業等の農業参入の動向 18
- 第7 農業後継者の確保状況 19
- 第8 女性の経営参画と社会参画の状況 21

(第2節 経営構造の変化)

- 第1 農家の動向 23
- 第2 経営組織 24

(第3節 主業農家の動向)

- 第1 主業農家の動向 25
- 第2 主業農家の農家経済 25

(第4節 耕地及び地価の動向)

- 第1 耕地面積の動向 27
- 第2 農地移動の動向 27
- 第3 耕作放棄地の動向 31

(第5節 農業投資及び金融の動向)

- 第1 農業固定資産の動向 33

第2	農業農村整備投資の動向	33
第3	農業機械普及の動向	34
第4	農業金融の動向	35

第3章 農産物の生産、流通及び価格の動向

(第1節 生産、流通及び価格の動向)

第1	作付面積及び飼養頭羽数の動向	36
第2	農産物価格及び農業生産資材価格の動向	39
第3	農業産出額及び生産農業所得	41
第4	農業生産性の動向	45
第5	食料自給率の動向	46

(第2節 気象の動向と農業気象災害の発生状況)

第1	気象の動向	48
第2	農業気象災害の発生状況	49

(第3節 新たな流通販売の促進)

第1	県内及び県外流通	50
第2	農産物輸出	51
第3	農産加工と6次産業化	52

(第4節 水稻、麦、大豆の生産、流通及び価格の動向)

第1	水稻の生産、流通及び価格の動向	54
第2	麦の生産、流通及び価格の動向	62
第3	大豆の生産、流通及び価格の動向	65

(第5節 野菜、果樹、花きの生産、流通及び価格の動向)

第1	野菜の生産、流通及び価格の動向	67
第2	果実の生産、流通及び価格の動向	75
第3	花きの生産、流通及び価格の動向	78

(第6節 工芸作物の生産、流通及び価格の動向)

第1	いぐさの生産、流通及び価格の動向	81
第2	茶の生産、流通及び価格の動向	83
第3	葉たばこの生産、流通及び価格の動向	84

(第7節 畜産物の生産、流通及び価格の動向)

第1	乳用牛の生産、流通及び価格の動向	85
第2	肉用牛の生産、流通及び価格の動向	88
第3	豚の生産、流通及び価格の動向	92
第4	採卵鶏の生産、流通及び価格の動向	94
第5	ブロイラーの生産、流通及び価格の動向	95
第6	養蜂の生産、流通及び価格の動向	96
第7	飼料の生産、流通及び価格の動向	97

（第8節	その他農産物の生産、流通及び価格の動向）	100
（第9節	環境に配慮した農業の動向）	
第1	地下水と土を育む農業の推進	101
第2	総合的な病害虫防除の推進	103
第3	家畜排せつ物の管理の適正化と有効利用の推進	104
第4	農業用廃プラスチック類等の適正処理の推移	105
（第10節	新たな技術の開発と普及）	
第1	県オリジナル品種・高品質生産技術の開発	106
第2	低コスト・省力化生産技術の開発	107
第3	環境に配慮した生産技術の開発	107
第4	新品種及び先端技術の普及定着	108
第5	農産物加工技術の開発と普及	110
第6	情報ネットワークなどを活用した新技術等の迅速な提供	111
（第11節	農業生産基盤の整備と農村資源の保全管理）	
第1	農業生産基盤の整備	112
第2	農村資源（農地や農業用水等）の保全管理	113

第4章 活力とうるおいのある農村の形成

（第1節	快適で安全な農村の生活環境の整備）	114
（第2節	中山間地域の農業の活性化）	114
（第3節	農業団体の経営基盤と活動の充実強化）	
第1	農業協同組合	118
第2	農業共済組合	118

第5章 生産者と消費者との共生

（第1節	都市と農村の交流）	120
（第2節	農業・農村への理解促進）	
第1	市民農園の設置状況等について	122
第2	「くまもとふるさと食の名人」による食文化伝承活動の推進	122
第3	地産地消協力店の指定	123
第4	「熊本県地産地消サイト」を活用した情報提供	123
第5	「くまもと食・農ネットワーク」の取組み	123
第6	直売所の振興	124

利用にあたって	125
---------	-----

第1章 農業経済及び農家経済の動向

第1節 農業経済の動向

第1 県内経済の動向

(県経済に占める農業の割合は横ばい)

平成27年度の県経済の成長率は、名目+1.8%、実質+0.1%となった。県経済の動きとしては、九州北部豪雨災害に伴う復旧工事が完了したことなどから、公共事業は厳しい状況となった。また、消費税増税前の駆け込み需要の反動から新設住宅着工数の減少が続いた。一方、生鮮野菜や肉類の価格上昇に伴い、消費者物価指数の増加が続いた。有効求人倍率も1倍を超える高水準で推移した。

(表 -1-(1))

これを業種別に見ると、建設業、卸売・小売業などの総生産額が減少したが、鉱業、製造業、宿泊・飲食サービスなどの総生産額が増加したため、全体ではプラス成長となった。

農業では、肉用牛や野菜等の価格上昇により増加した一方、果実や工芸作物は、台風等の影響での生産量減少により減少した結果、農業全体で総生産が減少した。(表 -1-(2))

県内の総生産額に対する農業の割合は、3.0%で前年と同様であった。また、土地面積に占める耕地の割合は、田畑のかい廃(他の地目(工場用地や宅地等)に転換し、作物の栽培が困

表 -1-(1) 県の経済成長率と主要経済指標の推移
(対前年比増減率)

項目	単位	22	23	24	25	26	27
経済成長率(名目) (実質)		1.0	1.7	1.2	0.5	0.5	1.8
		2.1	3.1	1.3	0.3	1.3	0.1
大型小売店販売額		2.9	2.5	0.8	0.9	4.2	1.4
鉱工業生産指数	%	17.2	0.5	3.1	1.3	6.1	3.7
新設住宅着工件数		10.2	13.8	14.5	4.8	6.7	4.8
消費者物価指数		0.3	0.5	0.4	0.0	2.9	1.0
企業倒産件数		10.2	3.5	10.9	26.5	9.7	9.2
有効求人倍率	倍	0.46	0.61	0.68	0.84	0.99	1.11

資料)九州財務局「管内主要経済指標」、県企画振興部「県民経済計算報告書」

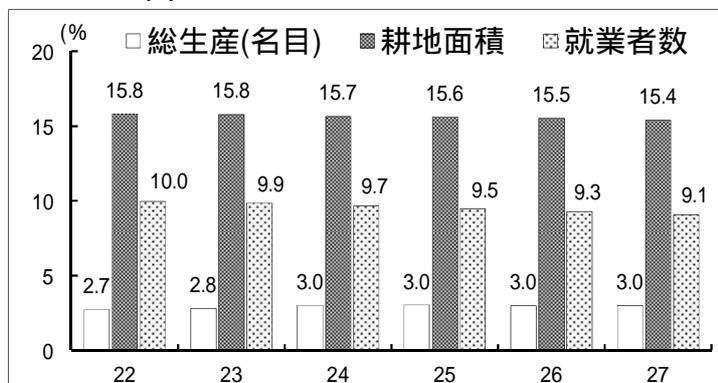
注)経済成長率は年度、消費者物価指数は熊本市

表 -1-(2) 経済成長率と農業総生産の増減率の推移
(対前年度増減率)

項目	22	23	24	25	26	27
県内総生産(名目)	1.0	1.7	1.2	0.5	0.5	1.8
うち農林水産業	6.0	3.7	8.8	0.0	0.2	2.3
うち農業	5.6	4.0	8.7	0.3	1.3	0.4
うち鉱業	4.1	10.1	1.0	7.6	1.9	10.1
うち製造業	3.4	11.2	0.6	0.8	1.9	7.2
うち建設業	16.7	5.0	1.2	25.1	15.8	3.2
うち卸売・小売業	1.9	3.6	0.8	0.7	1.8	4.4
うち運輸業	9.3	6.3	4.1	0.7	4.2	1.9
うちサービス業	4.8	0.9	15.1	9.9	4.1	7.1
国内総生産	2.2	1.8	0.7	1.7	2.1	3.3
うち農業総生産	4.1	4.2	6.9	1.7	2.4	3.6

資料)農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」、県企画振興部「県民経済計算報告書」

図 -1-(1) 県の産業及び面積における農業の割合



資料)総務省「国勢調査」農林水産省「作物統計」、「農(林)業センサス」、県企画振興部「県民経済計算報告書」

注)土地面積(県面積)に占める耕地面積の算出にあたっては、土地面積は直近データ(H27)を採用。

難となった状態)等により、0.1ポイント低下の15.4%となった。県内就業者数に占める農業就業者数の割合も0.2ポイント低下し9.1%となった。(図 -1-(1))

第2 主要指標からみた農業経済の動向

(平成28年の農業産出額は7年連続の増加)

平成28年の農業産出額は、前年に比べ127億円(3.8%)増加して、3,475億円となった。これは、熊本地震による農地等の被害の中でも、トマト等の野菜、米、肉用牛の価格上昇のほか、みかん等の生産量増加によるものである。

平成28年の農産物価格指数(全国値,平成22年を100とする)は、米、野菜、果実、畜産の価格が上昇したことにより、前年より7.2%増加し115.3となった。

また、農業生産資材価格指数は、光熱動力や飼料等が低下したため、肉用子牛の価格上昇により、畜産用動物が上昇したものの、前年より1.4%減少し109.0となった。

このため、農産物と農業生産資材の相対価格関係の変化を示す農業の交易条件指数(農業生産資材価格指数に対する農産物価格指数の比率)は、前年より8.7%上昇し、105.8となった。(表 -1-(3))

表 -1-(3) 農業経済関係指標の推移

項目	単位	7年	12	17	22	27	28	対前年増減()率(%)				
								7~12	12~17	17~22	22~27	27~28
農業産出額	億円	3,856	3,358	3,102	3,071	3,348	3,475	2.7	1.6	0.2	1.7	3.8
生産農業所得	"	1,757	1,424	1,136	1,080	1,177	1,373	4.1	4.4	1.0	1.7	16.7
耕地面積	千ha	133.3	125.4	120.4	117.4	114.1	112.0	1.2	0.8	0.5	0.6	1.8
農家人口(販売農家)	千人	325.5	286.9	236.5	189.0	149.8	-	2.5	3.8	4.4	4.5	-
基幹的農業従事者数	"	98.0	88.7	82.0	73.0	65.2	-	2.0	1.6	2.3	2.2	-
農産物価格指数	22年=100	112.6	98.4	98.1	100.0	107.6	115.3	2.7	0.1	0.4	1.5	7.2
農業生産資材価格指数	"	86.9	88.6	91.0	100.0	110.6	109.0	0.4	0.5	1.9	2.0	1.4
農業交易条件指数	"	129.6	111.1	107.8	100.0	97.3	105.8	3.0	0.6	1.5	0.5	8.7

資料)農林水産省「農業生産指数」、「農業物価統計調査」、「生産農業所得統計」、「農(林)業センサス」、「作物統計」

注)農業産出額については、19年から推計方法が変更されたため、過年次との比較の際には注意が必要

第3 農業と製造業の比較生産性の動向

(平成27年度の農業の労働生産性は向上)

平成27年度の農業及び製造業の労働生産性(就業者1人あたり純生産)をみると、製造業は12.5%増加し、736万円となった。農業は、前年度より9.6%増加し、203万円となった。(図-1-(2))

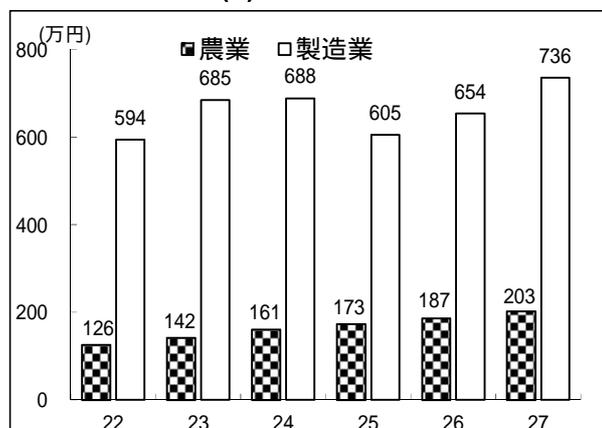
このため、農業の比較生産性(製造業就業者の1人あたり純生産に対する農業就業者1人あたり純生産の割合)は、前年比3.0ポイント減少の27.5%となり、製造業との格差は拡大した。(図-1-(3))

農業と製造業の所得格差(1日あたり)をみると、平成27年度の農業所得(販売農家)は、製造業所得に対して23.2%と、前年度と比べて18ポイント低下しており、所得格差は拡大した。

なお、稲作労働報酬(所得)については、米の価格上昇により収入が増加し、所得格差が縮小した。

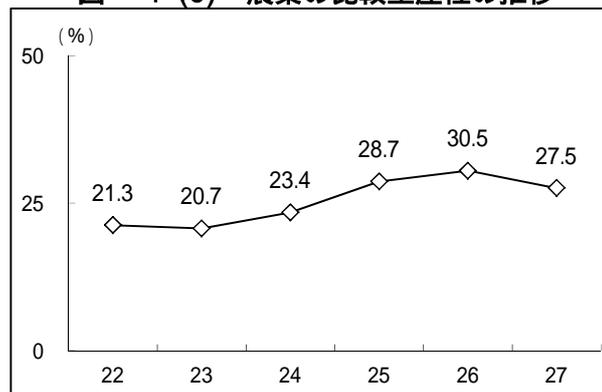
(図-1-(4))

図-1-(2) 労働生産性の推移



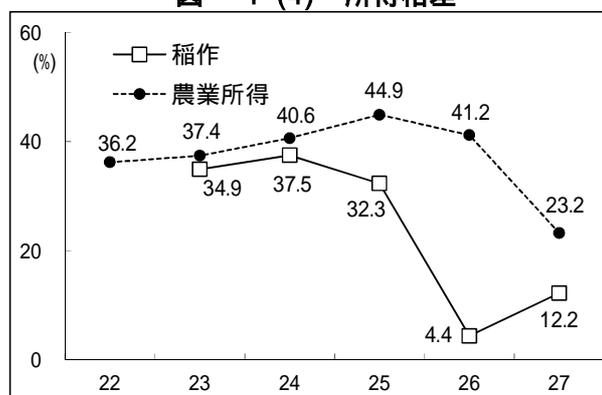
資料) 県企画振興部「県民経済計算報告書」
注) 労働生産性は、就業者1人当たりの純生産

図-1-(3) 農業の比較生産性の推移



資料) 県企画振興部「県民経済計算報告書」
注) 農業の比較生産性 = 農業就業者1人あたり純生産 ÷ 製造業就業者1人あたり純生産

図-1-(4) 所得格差



資料) 農林水産省「農家経済調査」「農業経営統計調査」、県企画振興部「毎月勤労統計調査」

注) 製造業常勤給与に対する比率である。また、H22の稲作労働報酬額は、マイナスのため公表されていない。

第2節 農家経済の動向

第1 農家経済の動向

(販売農家の農業所得はかなり増加)

平成28年の販売農家1戸あたりの所得は、農業所得が前年より26万円(11.6%)増加し、農外所得も増加したため、農家所得全体で前年より35万円(9.3%)増加し、412万円となった。

(図 -2-(1))

農業粗収益は、野菜、果樹、工芸作物、畜産が減少したものの、稲作がかなり増加したことから、前年と比べ2.1%増加し約812万円となった。

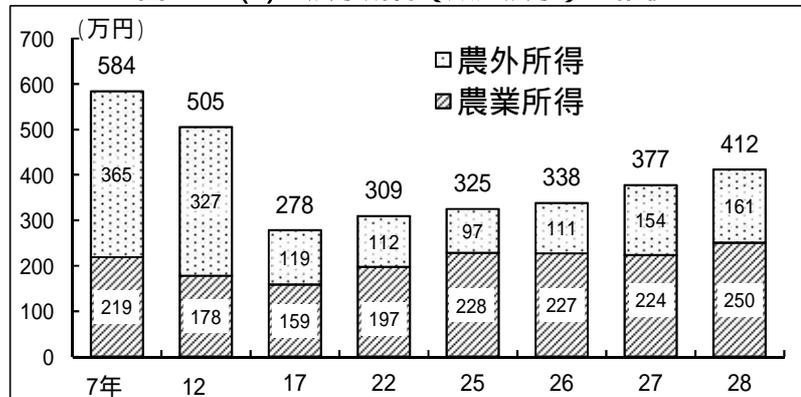
(表 -2-(1))

農業経営費については、肥料、飼料、光熱動力費等の減少により、前年に比べて1.8%減少し、561万円となった。

農業所得率(農業粗収益に占める農業所得の割合)は、農業粗収益が増加し、農業経営費が減少したため、前年より2.8ポイント増加し30.9%となった。

(図 -2-(2))

図 -2-(1) 農家所得(販売農家)の推移



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」(H7~H15)「農業経営統計調査(営農類型別統計)」(H16~)

平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。

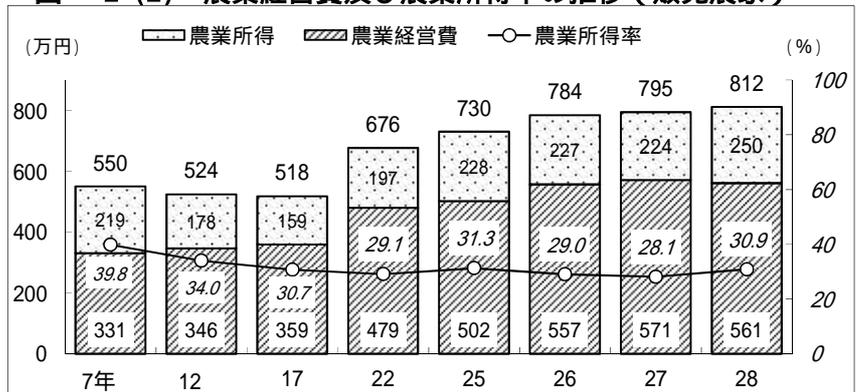
表 -2-(1) 作物別農業粗収益(販売農家)の推移

(単位:万円,%)

作目名	稲作	野菜	果樹	工芸作物	畜産	全体
28年	113.3	201.5	93.8	15.2	205.7	811.6
27年	97.7	224.3	99.8	22.1	220.5	794.7
26年	103.0	215.1	114.9	23.4	186.6	783.9
28/27増減率	13.8	11.3	6.4	45.4	7.2	2.1
27/26増減率	5.4	4.1	15.1	5.9	15.4	1.4

資料)「農業経営統計調査(営農類型別統計)」

図 -2-(2) 農業経営費及び農業所得率の推移(販売農家)



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」(H7~H15)「農業経営統計調査(営農類型別経営統計)」(H16~)

平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。

販売農家の平成28年の家計費は、前年と比べて54万円減少し、381万円となった。

(図 -2-(3))

また、平成28年の農家経済余剰をみると、農業所得の増加により可処分所得が増加したことからプラスとなり、家計費が減少したため、前年に比べ98万円の増加となった。

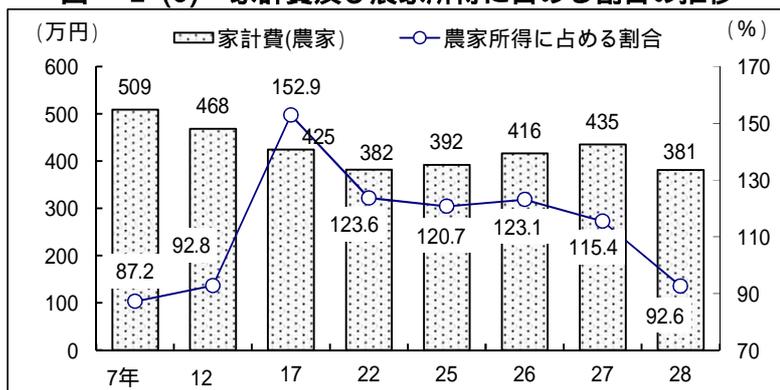
なお、平成17年以降に農家経済余剰が大きく減少しているのは、国の農業経営統計調査の見直しにより、農業収支及び家計費は農家世帯を計上するものの、農業以外については農業経営に参与する世帯員（就学者を除く当該農業従事日数60日以上の方）が関わる収支のみを計上し、農業に参与しない世帯員の農外所得が計上されなくなったためである。

(図 -2-(4))

次に、平成28年の農業依存度は、前年より2ポイント増加し、61%となった。家計費充足率（家計費に対する農業所得の割合）は、前年より15ポイント増加し、66%となった。

(図 -2-(5))

図 -2-(3) 家計費及び農家所得に占める割合の推移

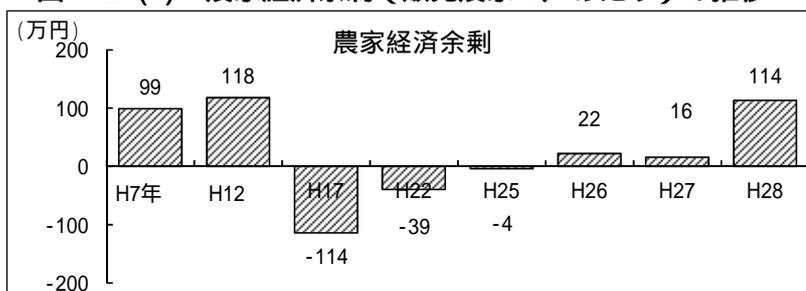


資料) 農林水産省「農家経済調査」(H2)、「農業経営統計調査」(H7~H15)、「農業経営統計調査(営農類型別経営統計)」(H16~)

注) ここでいう農家所得は、販売農家の「農業所得」と「農外所得」の合計であり、「年金・被贈等の収入」、「農業生産関連事業所得」は含まない。

平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。

図 -2-(4) 農家経済余剰(販売農家1戸あたり)の推移

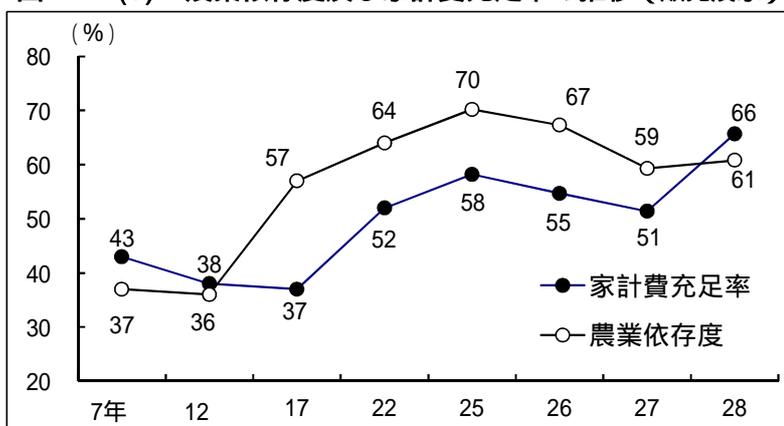


資料) 農林水産省「農家経済調査」(H2)、「農業経営統計調査」(H7~H15)、「農業経営統計調査(営農類型別経営統計)」(H16~)

注) 農家経済余剰 = 可処分所得 - 家計費。また、販売農家1戸あたりのデータである。

平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。

図 -2-(5) 農業依存度及び家計費充足率の推移(販売農家)



資料)「農業経営統計調査」(H7~H15)「農業経営統計調査(営農類型別経営統計)」(H16)

注) 農家依存度 = 農業所得 ÷ 農家所得。家計費充足率 = 農業所得 ÷ 家計費。

平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。

第2 農家と勤労者世帯との生活水準比較

(農家世帯と勤労者世帯の所得の格差は縮小)

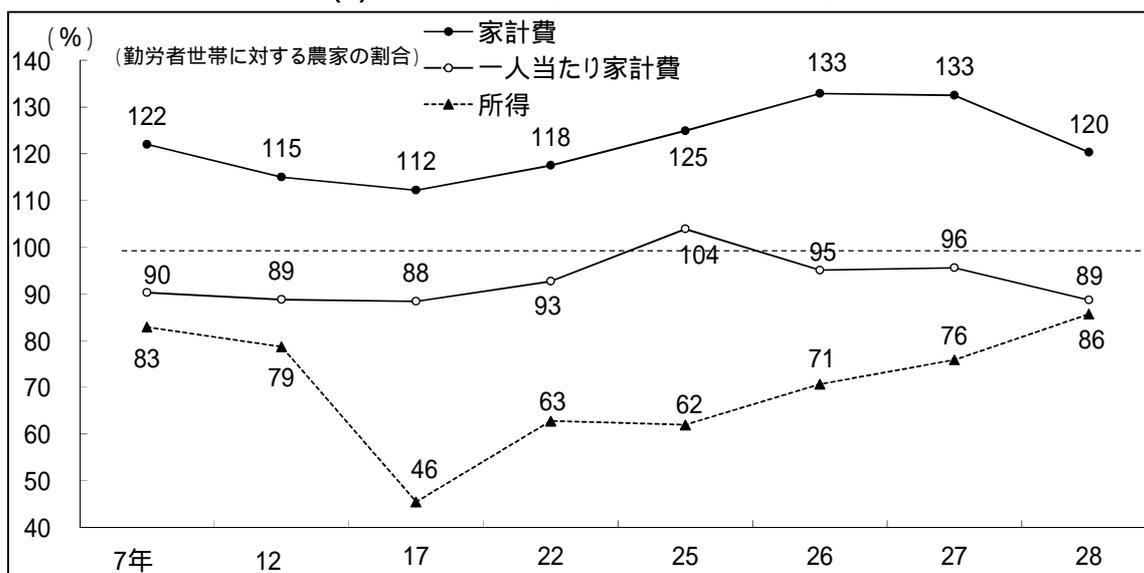
農家世帯と勤労者世帯との生活水準(勤労者世帯の実収入に対する農家世帯の所得の割合)を比較すると、まず所得については、農家所得が前年と比べて9.3%(35万円)増加した一方、勤労者世帯の実収入が3.7%(18万円)減少したため、勤労者世帯に対する農家の所得の割合は、前年より10ポイント上昇し、86%となった。

1世帯あたりの家計費(消費支出)については、農家の世帯員数が勤労者の世帯を上回っていることもあって、一貫して農家世帯の家計費が勤労者世帯を上回って推移している。平成28年では、農家世帯の家計費が前年より12.4%(54万円)減少したのに対し、勤労者世帯の家計費は3.5%(12万円)減少したことから、勤労者世帯に対する農家世帯の家計費は、前年より13ポイント低下し、120%となった。

また、平成28年の勤労者世帯に対する農家世帯の世帯員一人あたり家計費については、農家世帯の世帯員一人あたり家計費の減少が、勤労者世帯の減少よりも大きかったため、前年と比べて7ポイント低下し、89%となった。

(図 -2-(6))

図 -2-(6) 農家と勤労者世帯との所得及び家計費の比較



資料) 農林水産省「農業経営統計調査」、総務省「家計調査」(熊本市)

注) 農家の数値は販売農家の数値。また、勤労者世帯の数値は、熊本市におけるデータである。

平成16年に調査の体系見直しあり。平成15年以前のデータは、農業以外の収支も、農家全体が関わる収支(年金等、租税公課を含む)を計上した結果であり、経年比較は注意が必要。

第3節 経済連携協定等の動向

第1 TPP11協定のこれまでの動きと今後の見通し

1 TPP11協定のこれまでの動向

平成27年10月に大筋合意に至った、12カ国でのTPP協定は、平成29年1月に米国トランプ大統領がTPPから離脱するための大統領令に署名し、発効が見通せなくなった。そのため、米国を除いた11カ国によるTPP11（正式名称：包括的及び先進的な環太平洋連携（CPTPP）協定）について、平成29年5月から、交渉が開始された。

図 I-3-(1) TPP交渉参加国



資料) 内閣官房TPP政府対策本部HP参照

政府は、2国間貿易協定を目指す米国に対して、TPP復帰を促すためにもTPP11を推進する方針を示し、11カ国による交渉を主導、高い水準での自由化を維持しつつ、米国が復帰するまで凍結（効力を停止）する規定等に関して、交渉を重ね、平成29年11月10日に大筋合意に至った。この結果、世界の人口の6.9%、GDPの12.9%を占める経済圏が誕生することとなった。

さらに、翌年3月8日にはチリでTPP11に参加する11カ国による署名が行われ、協定文が確定した。これを受けて、政府は、TPP11に係る国内手続きに着手し、同年3月にTPP11関連法案を閣議決定。同年4月にTPP11協定の承認案、5月に関連法案の国会審議が開始された。（図 I-3-(1)、表 I-3-(1)）

《参考1：TPP11協定の合意内容》

- ・米国が離脱した従来のTPP協定のうち、市場アクセス（農林水産物を含む関税の撤廃削減等）は維持し、医薬品（生物製剤）のデータ保護期間などの知的財産や投資の規定など22項目の効力を、米国が復帰するまで凍結（効力を停止）することとなった。また、「TPP12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、この協定の見直しを行う」と規定されている。

《参考2：TPP11協定の発効の条件》

- ・TPP11は、6カ国（署名国の半数以上）が国内手続き（国会承認等）を完了してから60日後に発効するとされている。なお、その他の国は、国内手続きが完了してから60日後に効力が発生し、その時点の関税等ルールが適用される（例：発効から3年後に加入した国は、発効3年後時点の関税率等から適用）

※従来のTPP発効条件である「GDPの85%を占める国の国内手続き」の要件は削除された。

2 TPP11協定の今後の動向

発効の条件である6カ国の国内手続きを満たすためには、既に国内手続きを完了させたメキシコ（平成30年4月完了）を除き、日本を含めて5カ国の国内手続きが必要である。政府としては、平成30年末から平成31年の早期の発効に向けて進めている。

なお、タイ、韓国、台湾、インドネシア、フィリピン、コロンビア、英国等も加入の意向を示していると報じられているが、加入の是非については、現行の枠組みで発効した後、協議されることとなっている。

また、米国のTPP復帰については、トランプ大統領が、TPPが現行以上の水準の協定となるのであれば、復帰も検討するとする一方で、2国間貿易交渉を優先的に行う意向も示すなど、揺れ動いており、先行き不透明である。

表 I-3-(1) TPP 11 協定交渉の経緯及び国・県の対応 (H27年10月～H30年4月)

日程	国の動き (交渉状況等)	県の動き (県・県議会)	
H27. 10/5	TPP 協定が大筋合意		10/6 県議会意見書
10～11月	定性的影響公表	11/17 知事・議長政府提案	
12/24	経済効果分析公表 (定量的影響公表)	12/10 定性影響公表	12/17 県議会意見書
		2/22 定量影響公表	2/29 県議会意見書 10/4 県議会意見書
H28. 12/9	国会で議決 (日本)	10/27 知事・議長政府提案	
H29. 1月	米国離脱 (トランプ大統領がTPPから永久離脱する大統領令に署名)	12/12 TPP 対策特別委員会 (⇒設置終了)	
			12/19 県議会意見書
5/2, 3	TPP 11 交渉開始 (閣僚会合①)		
5/21, 22	首席交渉官会合② (共同声明「早期発効のための検討を開始する」等を発出)		
7/13, 14	首席交渉官会合③ (11月合意を目指す指針)	6/6, 7 知事政府提案	
8月～30	首席交渉官会合④ (協定修正の協議を開始)		
9/21, 22	首席交渉官会合⑤ (協定修正 (70項目) を協議し、50項目程度残る)		
10/30 ～11/1	首席交渉官会合⑥ (50項目の半分程度で結論が出ず、継続協議)		
11/6, 7	首席交渉官会合⑦ (約20項目を協議)	11/7, 8 知事政府提案	
11/8, 9	閣僚会合⑧ (凍結: 20項目で合意)		
11/10	大筋合意 (TPP閣僚会合で確認)		
11/24	TPP 関連政策大綱改訂	11/28 国への要望活動	11/28 意見書採択
12/21	TPP 11、日EU・EPA 影響試算公表	12/11 定性的影響公表	
12/22	補正予算閣議決定		
H30. 1/23	首席交渉官会合 (凍結項目を追加し、22項目で合意)		
2月	補正予算成立	2/26 定量的影響公表	
3/8	TPP 11 協定署名		
4月～	協定の承認案、関連法案の国会審議開始		

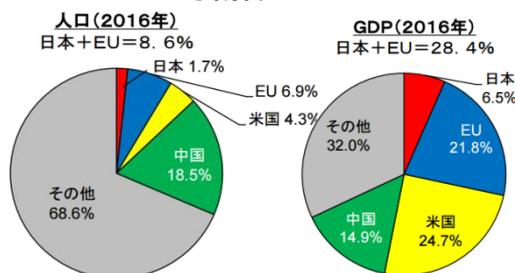
国資料や各種報道等を基に作成

第2 日EU・EPAのこれまでの動きと今後の見通し

1 日EU・EPAのこれまでの動向

日EU・EPA (経済連携協定) は、平成25年3月から交渉を開始し、各種交渉会合 (首席交渉官会合、閣僚会合、二国間協議等) が何度も重ねられ、平成29年7月6日に開催された日EU

図 I-3-(2) 日EU・EPAの世界に占める割合



資料) 内閣官房TPP政府対策本部HPより

首脳協議において、関税ルール等主要な部分が決着し、大枠合意に至った。その後も交渉を継続し、投資家と国家の紛争解決（ISDN）など一部の分野を協定から除外し、平成29年12月8日に交渉妥結となった。

この結果、世界の人口の8.6%、GDPの28.4%を占める経済圏が新たに誕生することになった。（図I-3-(2)、表I-2-(2)、図I-3-(3)）

《参考1：日EU・EPAの発効の条件》

- ・日EU・EPAについて、EUは加盟国が多く、発効の遅れを防ぐため、EU及び日本の国内手続き（国会承認等）により、発効となる見込み。

図I-3-(3) 日EU・EPAに係る交渉結果（概要）

  	  
<p>(1) 日本製品のEU市場へのアクセス（「攻め」）</p> <p>□ EU側撤廃率：約99%。（注1）（注2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工業製品 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 100%の関税撤廃を達成。 ✓ 乗用車（現行税率10%）：8年目に撤廃。 ✓ 自動車部品：貿易額で9割以上が即時撤廃。 ● 農林水産品等 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、<u>ほぼ全ての品目で関税撤廃</u>（ほとんどが即時撤廃）。 ✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制（醸造方法・輸出証明）を撤廃。自由な流通が可能。 ✓ 農産品や酒類（日本酒等）に関する地理的表示（GI）の保護を確保。 	<p>(2) EU製品の日本市場へのアクセス（「守り」）</p> <p>□ 日本側撤廃率：約94%（注2） （農林水産品：約82%、工業品等：100%）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産品 <ul style="list-style-type: none"> ✓ コメは、関税削減・撤廃等の対象から除外。 ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。 ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし、枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。 ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。 ● 工業製品 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等：即時撤廃。 ✓ 皮革・履物（現行税率最高30%）：11年目又は16年目に撤廃。

（注1）EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。2017年のHSコードに基づくものに変換する際、数字が変わる可能性がある。
（注2）撤廃率は、品目数ベースで算出したもの。

資料）経済産業省HPより

表I-3-(2) 日EU・EPA交渉の経緯及び国・県の対応（～H30年4月）

日程	国の動き（交渉状況等）	県の動き（県・県議会）	
H25.3月	日EU首脳電話会談で交渉開始		
	第1回 ～21回交渉官会合・閣僚会合等		
H29.7/6	大枠合意 （「企業と国家の投資紛争の解決（ISDS）」の協議を残したまま合意）	6/6.7 知事政府提案 9/27 定性的な影響公表	6/29 意見書採択
11/2	定性的な影響公表	11/7.8 知事政府提案	
		11/28 国へ要望活動	11/28 意見書採択
12/8	交渉妥結 （ISDS分野を除いて最終合意）		
12/21	TPP11、日EU・EPA経済効果分析 （影響試算）公表		
H30.2月	補正予算成立	2/26 定量的な影響公表	

国資料や各種報道等を基に作成

2 日EU・EPAの今後の動向

日本政府及びEUともに、早期発効に向けて前向きな姿勢を示しており、平成30年7月頃の署名が予定されている。また、国内手続きに関して、日本では、平成30年の秋の臨時国会での承認が予定されており、平成31年の発効に向けて進められている。

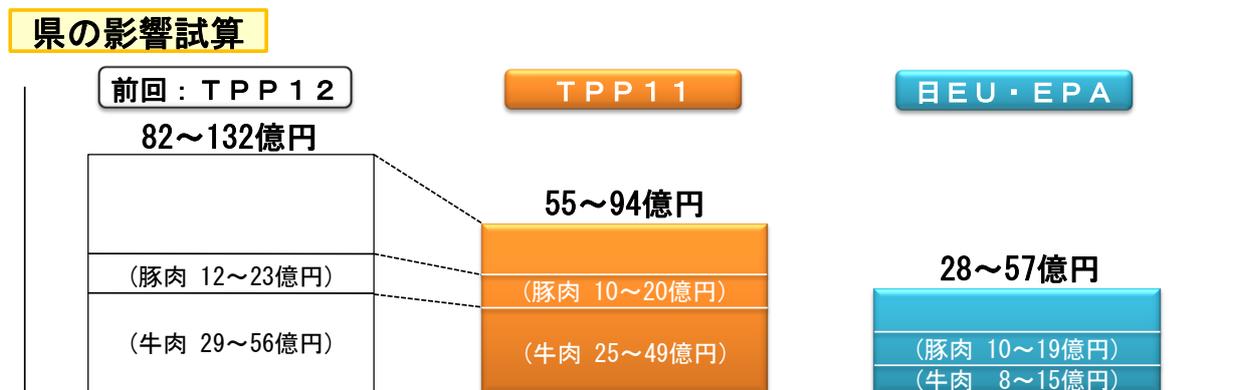
第3 経済連携協定等が与える農業・農家経済への影響

1 TPP11協定、日EU・EPAによる本県農林水産業への影響

平成29年12月に国が、TPP11協定及び日EU・EPAに伴う農林水産物への影響額を公表したことを受け、県においても、県内農林水産物への影響試算を行った。国の試算を参考にした価格への影響に、生産量への影響やコメ、野菜への影響を上乗せした独自試算を行い、平成30年2月26日に公表した（県議会農林水産常任委員会）。

その結果、TPP11では、米国離脱による影響緩和等で55～94億円（TPP12：82～132億円）となった。また、日EU・EPAでは、28～57億円となった。影響試算額は、単純に合計できないが、TPP12と同程度の影響となる可能性がある。（図I-3-(4)）

図I-3-(4) 本県農林水産物への影響試算（平成30年2月26日公表）



2 県の対応の方向性

TPP11や日EU・EPAなど、諸外国との経済連携の進展は、わが国にとって工業製品の輸出拡大等の経済効果が生じる一方で、農林水産物の市場開放が求められることから、本県の基幹産業である農林水産業への影響が懸念される。そのため、経済連携協定等の交渉の行方に関わらず、稼げる農林水産業の実現に向けて弛まなく取り組んでいく必要がある。

《参考1：国における「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく施策（農林水産分野）》

- 平成29年度補正予算（H29.12.22閣議決定、H30.2.1国会成立）：3,170億円
- 平成28年度補正予算（H28.8.24閣議決定、H29.10.11国会成立）：3,453億円
- 平成27年度補正予算（H27.12.18閣議決定、H28.1.20国会成立）：3,122億円

《参考2：県におけるTPP関連予算の対応状況（農林水産分野）》

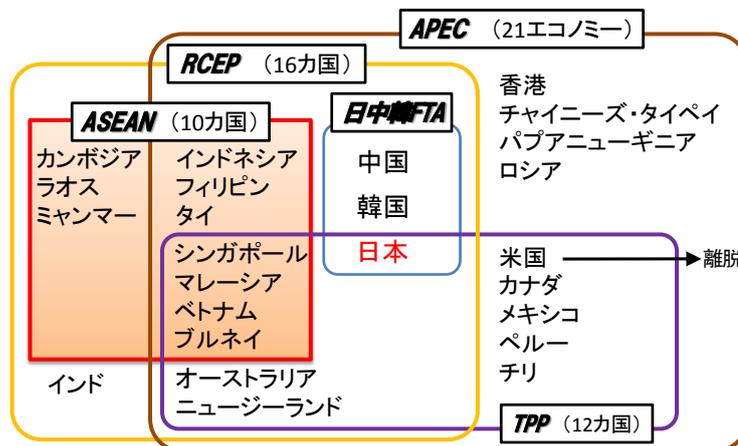
○国のH29年度補正対応	⇒ 県H29年度2月補正	6,150,712千円
	⇒ 県H30年度当初	3,155,308千円
	計	9,306,020千円
○国のH28年度補正対応	⇒ 県H28年度9月補正	9,558,427千円
	⇒ 県H28年度12月補正	90,000千円
	⇒ 県H28年度2月補正	94,450千円
	計	9,742,877千円
○国のH27年度補正対応	⇒ 県H27年度2月補正	8,567,769千円
	⇒ 県H28年度当初	567,891千円
	計	9,135,660千円

第4 EPA及びFTAのこれまでの動きと今後の見通し

EPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）、FTA（自由貿易協定：Free Trade Agreement）は、2カ国または数カ国で、関税撤廃等、貿易のルールを取り決めるものである。一方、WTOは、加盟国（160カ国・地域）間において、貿易自由化等の共通のルールを決めるものである。

政府は、自由貿易の拡大、経済連携の推進を通商政策の柱と位置付けており、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込むことを目指しており、「『日本再興戦略』改訂2016—第4次産業革命に向けて—（平成29年12月8日閣議決定）」において、経済連携交渉については、「日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連

図 I-3-(5) 各種経済連携協定交渉の枠組み



携（RCEP）、日中韓FTAなどの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す」としている。また、目標として「2018年までにFTA比率（※1）70%（2017年末：40%）」を掲げ、交渉中の経済連携協定交渉の早期妥結を目指している。

日本は、これまでにアジアを中心に16の国・地域との間で協定を署名しており、このうち15協定が発効している。

最近では、平成25年から日中韓、RCEP（※2）と、平成26年からトルコとEPA交渉を開始している。現在、カナダ、コロンビア、日中韓、EU、トルコ、RCEPの6カ国・地域と交渉中である。なお、韓国とは交渉中断中、GCC（※3）とは交渉延期中である。（表 I-3-(3)）

※1：FTA比率…日本の貿易額に占めるFTAやEPAなどの締結国との貿易額の割合（カバー率）のこと

※2：RCEP（東アジア地域包括的経済連携）…自由貿易協定（FTA）をアジア域内で広域化する構想。実現すれば、域内人口が約34億人、国内総生産（GDP）が約20兆ドル（約1,600兆円。世界の国内総生産（GDP）の3割弱を占める。）の巨大な貿易経済圏が誕生することとなる。

※3：GCC（湾岸協力会議）…ペルシャ湾岸6産油国で構成する地域協力機構で加盟国地域における共通規制・経済発展・共通通貨・人的交流などの推進を目指して1981年に創設された。加盟国は、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、カタール、バーレーン、オマーンの6カ国。平成21年から交渉延期中。

表 I-3-(3) 日本のEPA・FTAをめぐる状況

	相手国	政府間交渉	大筋合意	協定署名	協定発効
1	シンガポール	H13. 1～	—	H14. 1 (H19. 3 改正)	H14. 11 (H19. 9 改正)
2	メキシコ	H14. 11～	—	H16. 9 (H23. 9 改正)	H17. 4 (H24. 4 改正)
3	マレーシア	H16. 1～	H17. 5	H17. 12	H18. 7
4	チリ	H18. 2～	H18. 9	H19. 3	H19. 9
5	タイ	H16. 2～	H17. 9	H19. 4	H19. 11
6	インドネシア	H17. 7～	H18. 11	H19. 8	H20. 7
7	ブルネイ	H18. 6～	H18. 12	H19. 6	H20. 7
8	アセアン全体	H17. 4～	H19. 8	H20. 4	H20. 12
9	フィリピン	H16. 2～	H16. 11	H19. 9	H20. 12
10	スイス	H19. 5～	H20. 9	H21. 2	H21. 9
11	ベトナム	H19. 1～	H20. 9	H20. 12	H21. 10
12	インド	H19. 1～	H22. 9	H22. 10	H23. 8
13	ペルー	H21. 5～	H22. 11	H23. 5	H24. 3
14	オーストラリア	H19. 4～	H26. 4	H26. 7	H27. 1
15	モンゴル	H19. 5～	H26. 7	H27. 2	H28. 6
16	TPP	H19. 12～	H27. 10	H28. 2	
	TPP 11	H29. 5～	H29. 11	H30. 3	H30～H31(予定)
17	EU	H19. 10～	H29. 12	H30. 7(予定)	H31(予定)
18	コロンビア	H19. 6～	EPA FTA		
19	日中韓	H19. 7～			
21	RCEP	H19. 9～	EPA		
22	トルコ	H19. 11～			
中断	カナダ	H19. 8～	EPA		
中断	GCC	H18. 9～	FTA(交渉延期中)		
中断	韓国	H15. 12～	EPA(平成16年11月以降、交渉中断)		

発効
又は
署名
済

交渉
中

2 EPA・FTAの今後の動向

現在、政府は、カナダ、コロンビア、日中韓、RCEP、トルコと交渉中だが、合意に至ったものから順次、署名・発効手続きを進めていくものと思われる。

特に、日米通商関係について、平成29年4月から、3回の日米経済対話が行われ、さらに、平成30年4月の日米首脳会談では、日米経済対話の下部組織として、「自由で公正かつ総合的な貿易取引のための協議」の開始が合意された。今後、この枠組みが日米FTAへと発展し、TPPを超える農産物等市場開放を求められることも懸念されるため、動向を注視していく必要がある。

また、RCEPについても、各国の主張に隔たりがあるため、合意に時間を要する見込みであるものの、農産物輸出国のオーストラリア、ニュージーランド、タイ等が交渉に参加しており、影響が懸念されるため、交渉の行方を注視する必要がある。